

所管部課		市民環境部 課税課		部長	木村 西	
件名		東大和市税条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>令和6年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、東大和市税条例の一部を改正し、規定の整備を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①再生可能エネルギー発電設備及び一体型滞在快適性等向上事業により整備された固定資産に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）について、特例割合を定める規定の整備</p> <p>②認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定の整備</p> <p>③その他法律の改正に伴う必要な規定の整備</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>総務課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和6年第3回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。